

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

滋 賀 県

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「乙」という。）は、滋賀県内において地震災害等が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、文書により災害救助犬の出動を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着の予定時刻等、必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（捜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害の現場においては、第1条に定める出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能になったときとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に関する経費は、甲の負担とする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく出動または捜索活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、次のとおりとする。

（1）甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷し、又は救助活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年3月25日滋賀県条例第10号）」の規定に準じてその損害を補償する。

（2）乙が負担するもの

ア 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は救助活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

（訓練の参加）

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。以後、甲、乙のいずれかの申し出のない時は、この協定の有効期限を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲および乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和7年10月22日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

滋賀県知事

乙 東京都千代田区神田須田町1丁目5番地

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ
理事長

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目

滋 賀 県

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における災害救助犬の出動に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、滋賀県（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

(出動要請、協議等)

第2条 甲は、協定第1条の規定により乙に出動要請を行うときは、様式第1号により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

ただし、乙との連絡が困難な場合は、乙に属する公認災害救助犬育成訓練所所長に対して直接要請が出来るものとする。この場合において甲が乙への連絡が可能となったときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

- (1) 災害の状況及び出動を要請する理由
- (2) 出動を要請する期間
- (3) 出動を希望する区域
- (4) 現場指揮者の所属、職・氏名及び連絡先
- (5) その他捜索活動に必要な事項

(出動)

第3条 乙は、協定第1条の出動要請を受け、出動体制が整ったときは、速やかに様式第2号により次の各号に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 出動責任者の氏名、連絡先
- (2) 出動人員及び災害救助犬の頭数
- (3) 出動時間及び現場到着予定時間
- (4) その他必要な事項

(捜索活動状況の報告)

第4条 乙は、捜索活動を終了したときは、甲に対して、様式第3号により、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 捜索活動に従事した人員、災害救助犬の頭数及び出動車両等
- (2) 活動内容及び活動時間
- (3) その他必要な事項

(費用の請求及び支払い)

第5条 乙は、業務の終了後、甲に対して当該業務に係る費用の実費を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害補償事案の速報及び書類提出)

第6条 乙は、協定第5条に基づき甲が損害補償を負担すべき事案が発生したときは、速やかに甲に連絡するとともに、甲の求めに応じ必要な書類等を提出するものとする。

(連携活動等)

第7条 甲乙両者は、相互に救助活動における連携活動のあり方を研究するとともに、協定第6条の訓練を通じて、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この実施細目に定めのない事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が協議して定める。

この実施細目に定める事項を確認するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自そ
の1通を所持する。

令和7年10月22日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 東京都千代田区神田須田町1丁目5番地

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ
理事長 森崎 隆弘

(様式1)

第 号

年 月 日

一般社団法人 ジャパンケネルクラブ
理事長 様

滋賀県知事

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係わる出動要請書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定第1条により、出動要請します。

災害の状況及び出動を 要請する理由	
出動を要請する期間	
出動を希望する区域	
現場指揮者の 所属、職、氏名 及び連絡先	所 属
	職
	氏 名
	連絡先
その他必要な事項	

(様式2)

年 月 日

滋賀県知事 様

住所

団体名

代表者名

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る出動体制

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目第3条により、出動体制を連絡します。

出動責任者 の氏名、連絡 先	氏名	
	連絡先	
出 動 人 員		
災害救助犬の頭数		
出 動 時 間		
現場到着予定時間		
その他の必要な事項		

(様式3)

年 月 日

滋賀県知事 様

住所

団体名

代表者

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係わる活動報告書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目第4条により、災害救助犬の出動に係わる活動内容を、次のとおり報告します。

活動年月日	出動部隊	活動時間	活動内容
年月日	救助犬頭 指導手人 車輛台	時 分 ～ 時 分	時間 分
年月日	救助犬頭 指導手人 車輛台	時 分 ～ 時 分	時間 分
年月日	救助犬頭 指導手人 車輛台	時 分 ～ 時 分	時間 分
年月日	救助犬頭 指導手人 車輛台	時 分 ～ 時 分	時間 分

* 活動時間欄は、出動から帰宅までの時間（現地に宿泊する場合は活動終了時間）とする。